

平成港周辺土地利用事業者 公募要領

令和5年（2023年）1月

横須賀市建設部港湾企画課

目 次

項 目	頁
I 公募について	
1 公募の趣旨	1
2 公募対象地の概要	2
3 応募資格	2
4 使用条件等	4
II 応募方法及び次期事業者の選考	
1 応募方法	5
2 書類の提出	7
3 現地周辺の見学の実施	7
4 選考方法	8
5 質問の受付・回答	9
6 公募及び選考の実施スケジュール	10
7 応募に際しての留意事項	11
III 土地の使用手続き	
1 土地の使用申請及び許可	12
2 その他	12
IV 法令等による土地利用制限等	
1 土地利用制限等	13
2 基盤整備等	16
3 横須賀都市計画横須賀港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（抜粋）	17
4 横須賀港港湾施設使用条例（抜粋）	18
5 求積図	20
【様式集】	
様式1 平成港周辺土地利用事業者応募申込書兼誓約書	21
様式2 役員等氏名一覧表	22
様式3 平成港住宅展示場計画概要書	23
様式4 現地周辺の見学申込書	27
様式5 質問書	28
様式6 応募辞退届	29

I 公募について

1 公募の趣旨

横須賀市（以下「本市」という。）では、昭和 59 年～平成 4 年にかけて、新たな都市拠点の形成を目指し、安浦地区（よこすか海辺ニュータウン）の埋立造成を行いました。

安浦地区には、商業施設、マンション、教育施設、工業ビル等が立地し、「街づくりデザイン計画」や「色彩ガイドライン」による街並みのデザイン調整や無電柱化等により、美しい街並みが実現されています。

海側には公共ふ頭である平成港があり、その周辺にある荷さばき地の一部については、現在、住宅展示場として暫定利用しています。現在の住宅展示場の暫定利用期間は、令和 6 年 3 月末までとしています。本市では、当該地について令和 6 年 4 月以降も引き続き住宅展示場として暫定利用を行うことといたしました。

こうしたことから、この度、令和 6 年 4 月から令和 12 年 3 月までの期間での暫定利用として、当該土地において住宅展示場の設置及び運営を行う事業者の公募を行います。

なお、公募対象地は横須賀市の中心市街地から近く、幹線道路沿いでアクセスも良好な場所にありますが、本市の港湾施設や住宅地が近隣に立地するため、住宅展示場の設置及び運営に当たっては、周辺の環境に配慮しながら、本市の政策・施策や地元地域の活動に積極的に寄与する事業展開を期待しています。

2 公募対象地の概要

①所在地	横須賀市平成町3丁目11番1の一部
②現 状	住宅展示場及びその駐車場
③面 積	7,057.90 m ² ※「求積図」(P.20) 参照
④土地利用制限等	P.13～19 参照



3 応募資格

今回の公募に応募できる事業者は、以下の(1)～(8)の全ての条件を満たすとともに、当該土地において住宅展示場を設置・運営する事業者で、本市及び地元地域に協力する意思を有する者であることを要件とします。

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社であること。
- (2) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。
- (3) 提案した内容を確実に遂行できる十分な資力、信用力を有する者であること。
- (4) 自ら住宅展示場を運営しようとする法人であること。(※)
- (5) 住宅展示場の運営を10年以上行った実績がある法人であること。
(令和4年4月1日現在)
- (6) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又はその役職員若しくは構成員でないこと。
- (7) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号から第5号のいずれかに該当する者でないこと。

- (8) 上記(1)～(7)の確認等のため、本市が警察等の関係機関に対して照会を行うことについて了承すること(法人の役員を含む)。

【横須賀市暴力団排除条例―抜粋―】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

(※) 補足事項

- ① 応募事業者(A社)が現場の運営を別事業者(B社)に委託する場合であっても、A社が事業主体として住宅展示場を運営しようとするのであれば、A社は応募資格の中の「自ら住宅展示場を運営しようとする法人」に該当する。この場合、A社は提出書類の中に受託事業者であるB社の会社の概要、会社の案内書またはこれに代わるものを添付すること。
- ② 共同事業者(JV)を構成し共同して事業を行おうとする場合、各構成事業者が応募資格の全てを満たすのであれば、JVとしても応募資格を有する。

ただし、応募にあたっては、以下の(ア)～(オ)の条件を加えることとする。

- (ア) 共同事業を行う構成事業者を明記し、事業における役割分担の内容を定めた文書を提出すること
- (イ) (ア)の文書の中で、代表事業者を定めること
- (ウ) 代表事業者は事業の遂行に責任を持つこと
- (エ) 代表事業者が応募申請者となり、申込書の他の添付書類は構成事業者ごとに1部提出すること
- (オ) 申込書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めない

なお、この場合、応募手続き(応募書類等)及び審査等については、以下の(カ)～(ク)のとおりとする。

- (カ) 平成港周辺土地利用事業者応募申込書兼宣誓書【様式1】はJV代表者名で1部、添付資料等は構成事業者ごとに1部提出
- (キ) 応募資格の確認等の調査は各構成事業者に実施
- (ク) 企画提案書類はJV代表者名で提出

4 使用条件等

当該土地の使用に当たっては、事業者が「横須賀港港湾施設使用条例」に基づく港湾施設占有使用許可申請書を提出し、本市がそれを許可する手続きを行うこととなります。

同条例の規定を順守するほか、住宅展示場の設置及び運営に当たっては、それぞれ関連する法令等を順守することを前提とし、以下を使用条件とします。

①用途	住宅展示場及びその附帯施設
②使用期間	6年（令和6年4月1日～令和12年3月31日）
③事業時期等	使用期間の始期から1年以内に住宅展示場及びその附帯施設の設置・運営を行い、継続して事業を営むこと
④使用料	月額1,446,890円
⑤使用料の支払方法	毎年度初めにその年度1年分の使用料を一括して納付
⑥借地権等の登記	借地権等の登記は不可
⑦土地の原状回復	令和12年3月31日までに原状回復（更地）し、検査を受けた上で本市へ返還しなければならない
⑧使用料の見直し	使用料算定の根拠に変更があった場合には、本市は使用料を変更できるものとする
⑨その他	当該土地の使用に当たっての手続きに変更があった場合は、変更後の手続きに基づいて使用の許可を行うものとする

Ⅱ 応募方法及び次期事業者の選考

1 応募方法

応募者は、次により「応募申込書類」と「企画提案書類」をあわせて下記の提出先に直接持参してください。

【提出期限 令和5年2月17日（金）17時（必着）】

(1) 応募申込書類（各1部）

- ①平成港周辺土地利用事業者応募申込書兼誓約書〔様式1〕
- ②会社の概要書、会社の案内書又はこれに代わるもの
- ③会社の定款
- ④会社の履歴事項全部証明書（応募申込日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑤決算書等（直近3期分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、附属明細書及び直前事業年度分の財産目録）
※直前事業年度分の財産目録とは、法人の土地、建物、現金、預金等の資産及び借入金等の負債が該当します。勘定項目ごとに金額を記載してください。
- ⑥国税及び地方税の納付を証する書類（応募申込日前3か月以内に発行されたもの）
国税・・・納税証明書（その3の3）
地方税・・・本店所在地の都道府県民税及び市区町村税の納税証明書又は未納がないことを証する納税証明書（完納証明書可）
- ⑦法人印の印鑑証明書（応募申込日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑧役員等氏名一覧表〔様式2〕
- ⑨過去に10年以上住宅展示場を運営した実績を記した書類（3 応募資格（5）を証明する書類）
※審査のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

(2) 企画提案書類 (各5部)

次期事業者については、「平成港周辺土地利用事業者選考委員会 (以下、選考委員会)」において、応募者が作成した住宅展示場の設置及び運営に係る企画提案をご自身でプレゼンテーション (質疑応答を含む) をしていただきます。

企画提案書類として、次の①、②の書類を作成し、提出してください。(締切日から後の資料の追加は出来ません。)

①平成港住宅展示場計画概要書 [様式3]

②企画書

住宅展示場の設置及び運営に関して、土地利用制限等 (P. 13~19 参照) や関係法令等を順守し、求積図 (P. 20 参照) を参考に以下のア~サを網羅した「企画書」を作成すること (書式・様式は自由)。

ア 敷地利用計画

イ 事業計画スケジュール

ウ 景観・デザインの計画

エ 福祉・防災・防犯に関する配慮

オ 交通処理計画

カ 住宅展示場の運営実績

キ 周辺環境への影響

ク 自治体 (横須賀市以外でも構いません) 等との連携・協力実績

ケ 市の施策等への貢献

本市は、「定住促進」、「魅力発信」等の政策・施策を推進しています。住宅展示場の運営にあたっては、当該土地が 10,000 メートルプロムナード (愛称: うみかぜの路) に隣接し、中心市街地に近い立地であることを踏まえたうえで、本市の施策に寄与するような事業展開をしていただきたいと思います。

また、本市では、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、脱炭素化のための取り組みを行っています。住宅展示場の運営にあたっては、環境への配慮を行っていただきますようお願いいたします。

※10,000 メートルプロムナードは、JR 横須賀駅から平成町、馬堀海岸を経て観音崎までの約 10km の遊歩道です。

※本市の重点政策については、本市ホームページに掲載している「YOKOSUKA ビジョン 2030 (基本構想・基本計画)」、「横須賀再興プラン」をご覧ください。

コ 地域 (横須賀市以外でも構いません) との連携・協力実績

サ 地域活動への参加意欲及び具体的な提案

当該地域には、各地域活動団体の連携、ネットワーク化を図り、地域で暮らす人々が主体となって地域の課題を解決するための地域自治組織「よこすか海辺ニュータウン地域運営協議会」（以下、「地運協」という。）というコミュニティ組織があり、地域住民や事業者等が加入しています。

次期事業者には、地運協と連携し、積極的によこすか海辺ニュータウンのまちづくりに協力していただきたいと考えています。

2 書類の提出

(1) 提出先

横須賀市建設部港湾企画課（本館 2 号館 5 階）

（住所）〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

※「応募申込書類」「企画提案書類」は、下記の提出先に直接持参してください。

郵送、ファクス、電子メール等による申し込みはできません。

※円滑な受付のため、事前に電話連絡をお願いします。

連絡先：横須賀市建設部港湾企画課 TEL046-822-8076（直通）

(2) 受付時間

開庁日の 9 時から 17 時まで

3 現地周辺の見学の実施

「企画提案書類」の作成の参考としていただくため、現地周辺をご案内します。

日程は下記のとおりになりますので、参加を希望される事業者は、[様式 4]により、令和 5 年 1 月 20 日（金）17 時までに港湾企画課へメールでご提出ください。

なお、現在は民間事業者が住宅展示場として使用しているため、現地（敷地内）への立ち入り等のご遠慮ください。

(1) 見学日時：令和 5 年 1 月 24 日（火）10：00～11：00

※荒天の場合は別途調整します。

(2) 内容：以下の①～④を説明しながら、現地周辺の見学を行います。

①当該地の土地利用の経緯

②10,000 メートルプロムナード（愛称：うみかぜの路）について

③当該地の周囲の状況

④当該地の将来的な土地利用について

※集合場所は参加者に後日ご連絡します。

また、当日の主要な質問及び回答については、後日、本市ホームページで公開します。

4 選考方法

(1) 選考手順

応募資格の確認及び選考委員会による審査を行います。

なお、応募者が1社のみの場合も選考を行い、その結果、一定の基準を満たさない場合には次期事業者として選考しません。

①応募資格の審査

「応募申込書類」をもとに、応募資格を満たしているかを審査します。

審査により応募資格がないと判断した場合は選考委員会による審査を行いません。

②選考委員会による審査

応募事業者の企画提案書類等によるプレゼンテーション及び質疑応答

ア プレゼンテーションの時間は、1事業者当たり15分以内とします。

イ 選考委員との質疑応答の時間は、10分以内とします。

ウ プレゼンテーションの順番は、「応募申込書類」の提出順とします。

エ プレゼンテーションを行う人数は、1事業者当たり3名以内とします。

オ パワーポイント等によるプレゼンテーションも可能です。プロジェクター、スクリーン、パソコンは事務局で用意します。投影するパワーポイント等データについては、令和5年2月17日（金）17時までに港湾企画課あてにメールで送信してください。

※送信後、開庁日（9時～17時）に必ず電話連絡し、受信の確認をお願いします。

提出先 横須賀市建設部港湾企画課

E-mail : pg-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp

(2) 選考委員会による審査での評価項目（4項目）

①住宅展示場の設置・運営などに関する事

②資金・収支計画に関する事

③本市・地域との連携・協力に関する事

④総合的な観点に関する事

(3) 次期事業者の選定

各選考委員の評価結果を集計し、評価点の合計が最も高い事業者を次期事業者として選定します。

(4) 結果の通知

①選考の結果については、応募者全員に文書で通知します。

②選考の結果に対する疑義については一切応じられませんので、予めご了承ください。

(5) 結果の公表

①選定された事業者名（商号又は名称）と評価点を本市ホームページで公表します。

②その他の事業者名（称号又は名称）は非公表としますが、事業者A、事業者B…などと表記し、評価点を本市ホームページで公表します。

③その他、全体の総評を本市ホームページで公表します。

5 質問の受付・回答

(1) 質問の受付

公募に関する質問がある場合は、次のとおり質問書[様式5]により港湾企画課あてメールで送信してください。電話、FAX、窓口での質問は一切応じません。

①提出期間 令和5年1月4日（水）～1月31日（火）17時まで

※送信後、開庁日（9時～17時）に必ず電話連絡し、受信の確認をお願いします。

②提出先 横須賀市建設部港湾企画課

E-mail : pg-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp

(2) 質問に対する回答

原則として、質問者に電子メールで随時回答します。

(3) 質問及び回答内容の公表

期間内に受けた質問とその回答の内容は、本市ホームページで随時公表します。

（質問者の名称は公開しません。）

(4) 留意事項

- ①電子メールの件名については、「質問書（法人名）日付」としてください。
例：「質問書（法人名）1月4日」
- ②質問の内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。
- ③選考の公平性を保つため、質問の内容によっては回答しない場合があります。
- ④質問者が特定できるような質問については非公表とする場合があります。

6 公募及び選考の実施スケジュール

公募及び選考に関するスケジュールは次のとおりとします。

内 容	期日/期間
公募要領の公開 (本市HP掲載、港湾企画課で配架)	令和5年1月4日(水)～
現地周辺の見学の申込み期限	令和5年1月20日(金)17時
現地周辺の見学	令和5年1月24日(火)10時～11時 ※荒天の場合は別途調整します
質問受付	令和5年1月4日(水)～31日(火)17時
応募申込書類・企画提案書類提出期限	令和5年2月17日(金)17時
選考委員会の開催	令和5年3月中旬※1
選考結果の通知	令和5年3月下旬※2

※1 開催日時等については、応募者に別途ご連絡いたします。

※2 選考委員会の際にお知らせします。

7 応募に際しての留意事項

(1) 失格事由

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格となり、応募の受付を取り消し、提出書類一切を返送します。

- ①応募資格要件を満たさないことが判明した場合
- ②提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- ③選考に当たり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- ④公募要領に反した場合
- ⑤その他、本市が応募者として適切でないと判断した場合

(2) 応募辞退

応募者は書類を提出した後、応募を辞退する場合は、次のとおり、速やかに、応募辞退届[様式6]を提出してください。

- ①提出方法 電子メールに添付
- ②提出先 横須賀市建設部港湾企画課

E-mail : pg-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp

※送信後、開庁日（9時～17時）に必ず電話連絡し、受信の確認をお願いします。

(3) 選考方法の特記事項

- ①1社以上の応募があれば、選考委員会を開催します。
- ②応募者が確定した時点で応募者数を本市ホームページにて公表します。
- ③選考の結果、次期事業者の「該当者なし」とする場合があります。

(4) 提出書類の取り扱い

- ①提出書類は原則として返却しません。
- ②提出書類の差し替えは本市が指示する場合を除き認めません。
- ③提出書類は原則として公開しませんが、「横須賀市情報公開条例」に基づき、情報公開請求を受けた際は、公開する場合があります。

(5) 費用の負担

応募に要する費用は、選考の有無にかかわらず、全て応募者の負担とします。

(6) その他

当該地の貸付期間終了後の利用については、検討中です。貸付期間終了後、住宅展示場以外の利用を行う可能性があります。(住宅展示場運営事業者の再公募を行わない可能性があります。)

Ⅲ 土地の使用手続き

1 土地の使用申請及び許可

次期事業者となった場合は、「横須賀港港湾施設使用条例」に基づき、港湾施設占有使用許可申請書を提出し、本市が港湾施設占有使用許可書を交付することで、使用が開始されます。使用申請及び許可の手続きは年度ごとに行います。

なお、使用申請及び許可に係る手続きは変更になることがあります。

2 その他

(1) 協定書の締結

次期事業者は令和6年4月からの土地使用を確約するため、本市と協定書を締結します。協定書の内容は、次期事業者との協議により決定しますが、下記の内容は必須条件とします。

- ①港湾施設占有使用許可申請書又は手続きに変更があった場合にはこれにかわるものの提出についての確約
- ②令和6年4月からの土地使用を許可しない場合の要件

(2) 次期事業者が土地の使用ができなくなった場合

次期事業者が土地の使用ができなくなった場合には、原則、選考委員会で選考評価において次点となった事業者を順次繰上げることとし、使用を打診する。ただし、使用期間の始期(令和6年4月1日)の延期は認めるが、終期(令和12年3月31日)は変更しない。

IV 法令等による土地利用制限等

1 土地利用制限等

(1) 都市計画法上の制限

- ①用途地域 準工業地域
- ②建ぺい率 60%
- ③容積率 200%
- ④防火・準防火指定 なし
- ⑤高度地区 第2種高度地区（建築物の高さ制限 20m）

(2) 港湾法上の制限

分 区 商港区（臨港地区）

※制限の詳細は、「横須賀都市計画横須賀港臨海地区内の分区における構
築物の規制に関する条例」で規定しています。

(3) 建築物等の形態制限等

①建築物の高さ制限

法令による制限	高度地区（第2種）	建築物の最高高さ 20m（緩和規定あり）
	景観法・横須賀市景観条例	中央公園眺望点及び眺望景観保全基準（E地区）
その他の制限等	街づくりデザイン計画（まちづくりデザインガイドライン）	20m以下とする。歩行者や周辺街区の高層棟からの景観に配慮した工夫を行う

②建築物の建築面積、延べ床面積

法令による制限	用途地域（準工業地区）	建ぺい率 60% 容積率 200%
その他の制限等	街づくりデザイン計画（まちづくりデザインガイドライン）	オープンスペース率 20% 緑被率 10%

③建築物の壁面

法令による制限	景観法・横須賀市景観条例	周辺と調和した壁面線とする
その他の制限	街づくりデザイン計画（まちづくりデザインガイドライン）	うみかぜの路沿いは、2 m以上後退し、修景帯とする

④建築物等の外観の色彩

法令による制限	景観法・横須賀市景観条例	横須賀市景観計画	
		《色彩基準》 マンセル値による	
		使用する色相	彩度の基準
		R（赤）及びYR（黄赤）	6以下
		Y（黄）	4以下
		その他の色彩	2以下
その他の制限等	建築物等色彩協議要綱	景観形成に影響を与える外観の色彩に係る協議	
	よこすか・海辺ニュータウン色彩ガイドライン	よこすか・海辺ニュータウン色彩ガイドライン参照	

⑤敷地内の誘導基準等

法令による制限	景観法・横須賀市景観条例	横須賀市景観計画の内容を協議する
その他の制限等	街づくりデザイン計画（まちづくりデザインガイドライン）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物配置は、水面眺望の場に配慮した配置・プランとし、海辺側緑地との空間的一体性にも配慮する ・駐車場・荷捌施設は、適切な規模とし敷地内での滞留長を確保するなどして周辺道路への影響を考慮して出入口の位置を定める。また、出入口部は歩行者動線との錯綜を避け、屋上利用の場合は周辺からの見え方に配慮する ・屋上設備・屋上工作物は、裸設置は行わない。また、形態や色彩に配慮する ・ゴミ置き場等敷地内工作物や付属施設は緑で覆うなど、美観を損なわないよう配慮する ・電線の架空線は、原則行わない ・敷地境界部には、原則として堀・柵を設けない事を原則とする。ただし、空間構成上意味のあるものについてはこの限りでない ・海に面している側は、他の水辺空間との連続性を考慮したうえで敷地内照明等により、夜の景観演出を図る。ただし、フラッシュランプは用いない ・屋外広告物は、自家用のものに限り、屋上に設置する場合は、大きさ、数量、意匠について周辺環境との調和に十分配慮する

(4) 特記事項

当該土地では、現在の住宅展示場の設置・運営に当たって、建築物の高さについて事前に事業者と地元地域との協議が行われました。その結果、周辺住宅からの眺望に配慮するという地元の意向が反映され、建築物の高さは 10m以下となっています。建築物の設計・工事にあたっては、周辺の住環境に影響を及ぼさないよう、十分に配慮してください。

※法令関係については総務省のホームページ「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」、また、本市条例については本市のホームページ「横須賀市例規集」に掲載されています。

2 基盤整備等

道路	北西側：幅員 13.5mの臨港道路 南西側：幅員 35mの市道（よこすか海岸通り） 南東側：幅員 13.5mの臨港道路
上水道	道路にφ100mm～200mmの配水管が敷設されています。
下水道	雨水と汚水の分流方式。道路にφ450mm～700mmの雨水管とφ250mmの汚水管が敷設されています。

3 横須賀都市計画横須賀港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（抜粋）

（総則）

第1条 港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第40条の規定による横須賀都市計画横須賀港臨港地区内の分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物の規制については、この条例の定めるところによる。

（用語）

第2条 この条例で「商港区」、「工業港区」、「漁港区」、「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」とは、法第39条の規定により指定した「商港区」、「工業港区」、「漁港区」、「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」をいう。

（禁止構築物）

第3条 法第40条第1項の規定による建築物その他の構築物は、次に掲げるもの以外のものとする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

(1) 商港区の区域内においては、別表第1に掲げるもの

別表第1（第3条第1号関係）

- 1 法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。)
- 2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連事業その他市長が指定する事業を行う者の事務所(これらの事業を行う者が相当数入居する事務所を含む。)及びこれらの附帯施設
- 3 会議施設、展示施設、研修施設その他市長が指定する施設
- 4 卸売市場その他市長が指定する流通業務施設
- 5 前3項の施設に就業する者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設
- 6 税関、地方運輸局、港湾建設局、海上保安部、検疫所、入国管理事務所その他市長が指定する官公署の事務所及びこれらの附帯施設
- 7 市長が指定する旅館及びホテル(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第6項の規定に該当するものを除く。以下同じ。)、商店及び飲食店(風営法第2条第1項又は第6項の規定に該当するものを除く。以下同じ。))その他の便益施設並びにこれらの附帯施設

4 横須賀港港湾施設使用条例（抜粋）

（総則）

第1条 本市所属の港湾施設及び国から貸付を受け又は管理を委託された港湾施設の使用については、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（用語）

第2条 この条例において「港湾施設」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設及びこれに準ずる施設をいう。

（使用許可）

第3条 港湾施設を使用しようとする者又は港湾施設をその用途若しくは目的を妨げない限度において占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、断続して毎月15日以上使用しようとする者は、1月ごとに許可を受けなければならない。

（使用料）

第6条 港湾施設の使用については、使用の許可又は占有使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から別表第1から別表第3までに定める使用料を徴収する。ただし、市長において公益上その他必要と認めるときは、これを減免することができる。

別表第2(第6条関係)

占有目的	単位	使用料月額
前各項に該当しないその他のもの		道路占有条例(平成12年横須賀市条例第40号)の規定を準用する。

⇒道路占有条例(平成12年横須賀市条例第40号)の規定準用により、205円/㎡/月額

（徴収方法）

第7条 使用料は、市長が指定した期日までに徴収する。ただし、占有期間が翌年度以降にわたる場合の使用料については、翌年度以降の期間分は各年度の4月30日を納期限とする。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、次に掲げる場合において、既納の使用料の額が当該使用の許可のときから許可の取消しのときまでにつき算定した使用料の額を超える額については、この限りでない。

- (1) 不可抗力による使用不能のとき。
- (2) その他市長において特別な事由があると認めたとき。

(使用制限)

第9条 市長は、港湾施設の管理上必要な限度において、使用者に対し、一定の行為を命じ、制限し、又は禁止することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その権利を譲渡、転貸又は担保に供することはできない。

(使用許可の取消等)

第14条 次の各号の一に該当する場合は、使用の許可を取消し、若しくは制限し、若しくは停止し、又は使用場所を変更することができる。

- (1) 不正の手段をもって使用許可を受けたとき。
- (2) 指定の期限に使用料を納付しないとき。
- (3) この条例又はこの条例に基く規則に違反したとき。
- (4) 公益上その他市長が必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者が港湾施設の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくはその使用期間内において使用を廃止したときは、自己の負担において直ちにこれを原状に復し検査を受けなければならない。

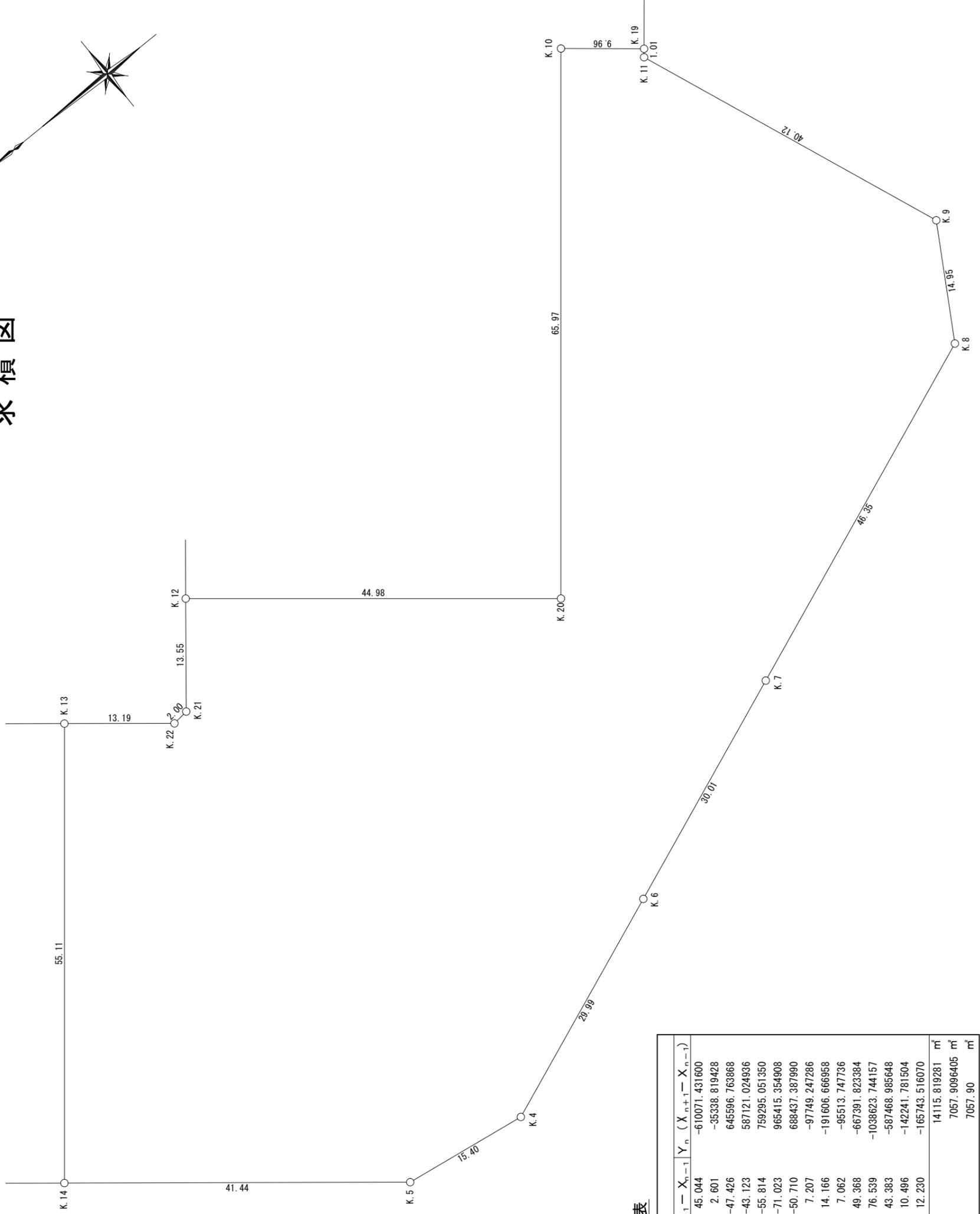
(損害賠償)

第16条 使用者が港湾施設をき損したときは、市長の命ずるところに従い補修又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合使用者がその義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その使用者から執行に要した費用を徴収する。

5 求積図

求積図



座標求積表

地名	全体	X	Y	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n - Y_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$	
K.13	-80569.489	-13543.900	45.044	-610071.431600			
K.14	-80534.686	-13586.628	2.601	-35338.819428			
K.5	-80566.888	-13612.718	-47.426	645596.763868			
K.4	-80582.112	-13615.032	-43.123	587121.024936			
K.6	-80610.011	-13604.025	-55.814	759295.051350			
K.7	-80637.926	-13592.996	-71.023	965415.354908			
K.8	-80681.034	-13575.969	-50.710	688437.387990			
K.9	-80688.636	-13563.098	7.207	-97749.247286			
K.11	-80673.827	-13525.813	14.166	-191606.666958			
K.19	-80674.470	-13525.028	7.062	-95513.747736			
K.10	-80666.765	-13518.713	49.368	-667391.823384			
K.20	-80625.102	-13569.863	76.539	-1038623.744157			
K.12	-80590.226	-13541.456	43.383	-587468.985648			
K.21	-80581.719	-13551.999	10.496	-142241.781504			
K.22	-80579.730	-13552.209	12.230	-165743.516070			
倍面積						14115.819281	m ²
面積						7057.9096405	m ²
地積						7057.90	m ²

令和 年 月 日

平成港周辺土地利用事業者応募申込書兼誓約書

(あて先) 横須賀市長

所在地

法人名

代表者名

印

(担当者連絡先)

氏名

電話

メールアドレス

横須賀市が実施する平成港周辺土地利用事業者の公募について、「公募要領」の内容を了承のうえ、関係書類を添付して応募します。

また、弊社は、以下の応募資格を充足していることについて、誓約いたします。この資格を満たしていないことが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社であること。
- (2) 法人税等の滞納がない者であること。
- (3) 提案した内容を確実に遂行できる十分な資力、信用力を有する者であること。
- (4) 自ら住宅展示場を運営しようとする法人であること。
- (5) 住宅展示場の運営を 10 年以上行った実績がある法人であること。
(令和 4 年 4 月 1 日現在)
- (6) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又はその役職員若しくは構成員でないこと。
- (7) 横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号から第 5 号のいずれかに該当する者でないこと。
- (8) 上記応募資格の確認等のため、本市が警察等の関係機関に対して照会を行うことについて了承すること（法人の役員を含む）。

役員等氏名一覧表

令和 年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		

注1 記載された全ての者は、横須賀市が役員等に暴力団員がないことを確認するため、この様式に記載された情報その他確認のために必要な情報を、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しています。

注2 横須賀市は、この様式に記載された情報等を暴力団排除の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しません。

団体名
代表者氏名

印

令和 年 月 日

平成港住宅展示場計画概要書

(あて先) 横須賀市長

所在地
法人名
代表者名

1 事業計画

事業計画の趣旨			
従業員数 ※当該地の住宅展示場に勤める従業員の予定人数（正規・非正規含む）を業務の内訳が分かるように記載。出展社の人数は含まない。	従業員数	人	
	新規雇用者数 ※当該地の住宅展示場における新規雇用を予定している場合には人数を記載	総数	人
		うち横須賀市在住者	人
営業時間	会場時間	～	
	休日		

2 建築計画

会場面積	m ²
区画数	区画
標準区画面積	m ² (間口 m × 奥行 m)
駐車場	m ² (台数 台)
工事着工予定	年 月
工事竣工予定	年 月
展示開始予定	年 月

3 収支計画

土地使用期間（令和6年4月～令和12年3月）の収支見込について出来るだけ精査して記入してください。

(1) 1期目～3期目

事業年度		年 月期 (1期目)	年 月期 (2期目)	年 月期 (3期目)
収 入 (A)	売上高	円	円	円
	借入金	円	円	円
	その他	円	円	円
支 出 (B)	土地使用料	円	円	円
	造成工事費	円	円	円
	建築・設備関係費	円	円	円
	維持管理費	円	円	円
	営業活動 にかかる費用	円	円	円
	人件費	円	円	円
	その他 () 等	円	円	円
収 益 (A－B)		円	円	円

(2) 4期目～7期目

事業年度		年 月期 (4期目)	年 月期 (5期目)	年 月期 (6期目)	年 月期 (7期目)
収 入 (A)	売上高	円	円	円	円
	借入金	円	円	円	円
	その他	円	円	円	円
支 出 (B)	土地使用料	円	円	円	円
	造成工事費	円	円	円	円
	建築・設備関係費	円	円	円	円
	維持管理費	円	円	円	円
	営業活動 にかかる費用	円	円	円	円
	人件費	円	円	円	円
	その他 () 等	円	円	円	円
収 益 (A - B)		円	円	円	円

4 担当者連絡先

部署・役職	
フリガナ 氏名	
所在地	
電話	
電子メールアドレス	

令和 年 月 日

現地周辺の見学申込書

(フリガナ) 法 人 名	
参 加 者	(部署・役職) フリガナ (氏名)
	(部署・役職) フリガナ (氏名)
	(部署・役職) フリガナ (氏名)
	(部署・役職) フリガナ (氏名)
担当者連絡先	(所在地) (電話) (メールアドレス) フリガナ (氏名)

令和 年 月 日

質 問 書

(フリガナ) 法人名	
(フリガナ) 担当者氏名	
連 絡 先	(所在地) (電 話) (電子メールアドレス)
質 問 事 項	(公募要領 頁について)
説 明	

- *質問票は質問1問につき1枚作成してください。
- *質問事項は簡潔にまとめてください。
- *必要な場合は参考図面等を添付してください。

令和 年 月 日

応 募 辞 退 届

(あて先) 横須賀市長

(辞退者)

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

(担当者連絡先)

氏 名

電 話

メールアドレス

「平成港周辺土地利用事業者の公募」について、書類を提出しましたが、次の理由により応募を辞退します。

(辞退理由)

お問い合わせ先

横須賀市建設部港湾企画課

住 所：〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地
(横須賀市役所本館 2 号館 5 階)

T E L : 046-822-8076 (直通)

F A X : 046-826-3210

E-mail : pg-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp

担 当 : 岩本・森本